



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*44 和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則の一部を改正する規則 (企業振興課) ..... 1
- \*45 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課) ..... 1
- \*46 和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則 (河川課) ..... 4
- \*47 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (会計課) ..... 4

### ○ 告示

- 318 洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表 (河川課) ..... 9

### ○ 訓令

- \*13 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課) ..... 22

## 規 則

### 和歌山県規則第44号

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則の一部を改正する規則

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則 (平成20年和歌山県規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 (和歌山県優良土産品推せん規則の廃止)</p> <p>2 和歌山県優良土産品推せん規則 (昭和30年和歌山県規則第49号) は、廃止する。 (推奨認定の申請等に係る経過措置)</p> <p>3 第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間においては、申請者は、同項の規定による申請書の提出を行うことができない。</p> <p>4 第9条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間においては、認定者は、同項の規定による更新申請書の提出を行うことができない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 和歌山県優良土産品推せん規則 (昭和30年和歌山県規則第49号) は、廃止する。</p>

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第45号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年和歌山県規則第89号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付け)</p> <p>第3条 知事は、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令 (昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則 (昭和54年農林水産省令第22号)、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令 (平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令 (平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令 (平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則 (平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、六次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令 (平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則 (平成23年農林水産省令第7号)、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件 (令和4年農林水産省告示第535号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件 (令和4年農林水産省告示第536号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令 (令和4年政令第229号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則 (令和4年農林水産省令第42号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)) 及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令 (平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)) の定めるところにより、予算の範囲内において沿岸漁業従事者等に対し、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金 (以下「沿岸漁業改善資金」という。)) を貸し付け、認定中小企業者又は促進事業者に対しては、経営等改善資金 (別表に掲げる操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。)) を貸し付けるものとする。</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第3条 知事は、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令 (昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則 (昭和54年農林水産省令第22号)、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令 (平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令 (平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。))、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令 (平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則 (平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、六次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令 (平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則 (平成23年農林水産省令第7号)、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件 (令和4年農林水産省告示第535号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件 (令和4年農林水産省告示第536号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)) 及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令 (平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)) の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において沿岸漁業従事者等に対し、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金 (以下「沿岸漁業改善資金」という。)) を貸し付け、認定中小企業者又は促進事業者に対しては、経営等改善資金 (別表に掲げる操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。)) を貸し付けるものとする。</p>

資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。)を貸し付けるものとする。

(貸付対象等)

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和6年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

(貸付資格の認定の申請)

第8条 法第7条第1項の都道府県知事の認定(次条及び第13条において「貸付資格の認定」という。)を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、貸付資格認定申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを申請者(申請者が認定中小企業者である場合は、当該認定中小企業者と共同して農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等)の住所地をその地域内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、第2号に掲げる収支計画書の添付を要しない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式。農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業にあっては同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあっては同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第9条第1項に規定する認定総合化事業にあっては同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を、みどりの食料システム法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動にあっては同法第20条第3項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第22条第3項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。)

(2)・(3) 略

2~4 略

(貸付対象等)

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和5年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

(貸付資格の認定の申請)

第8条 法第7条第1項の都道府県知事の認定(次条及び第13条において「貸付資格の認定」という。)を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、貸付資格認定申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを申請者(申請者が認定中小企業者である場合は、当該認定中小企業者と共同して農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等)の住所地をその地域内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、第2号に掲げる収支計画書の添付を要しない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式。農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業にあっては同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあっては同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第9条第1項に規定する認定総合化事業にあっては同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。)

(2)・(3) 略

2~4 略

別表中「自動操舵装置その他の」を「自動操舵装置その他の」に改め、「第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)」の次に、「みどりの食料システム法

第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を、「第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）」の次に「、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）」を、「第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）」の次に「、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）」を加える。

別記第2号様式中「青年漁業者等育成確保措置」を「青年漁業者等養成確保措置」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**和歌山県規則第46号**

和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則

和歌山県河川管理規則（昭和40年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(河川台帳の保管) 第9条 省令第7条第3号に規定する2級河川に係る河川の台帳を保管する事務所は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 水利台帳 県土整備部河川下水道局河川課	(河川台帳の保管) 第9条 省令第7条第3号に規定する2級河川に係る河川の台帳を保管する事務所は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 水利台帳 県土整備部河川・下水道局河川課

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第47号**

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) 略 (13) 収納機関 出納機関、指定金融機関等及び	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) 略 (13) 収納機関 出納機関、指定金融機関等及び

法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は歳入等（法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金を含む。第29条の3第1項及び第30条において同じ。）の収納に関する事務の委託を受けた者（第31条及び第31条の2において「指定公金事務取扱者」という。）をいう。

(14)～(16) 略

(17) 誤払金等 歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払いをし、又は法第243条の2第1項の規定により支出に関する事務を委託をした場合の精算残金をいう。

(18) 略

(歳出予算の配当)

第10条 略

2・3 略

4 会計管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちに振興局地域づくり部又は県外に所在するかい（以下「県外かい」という。）の出納員にこれを通知しなければならない。

(収納の手続)

第28条 指定金融機関等、出納員又は収納員は、歳入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するとともに、収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。

(1)～(3) 略

(4) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金

(5)～(15) 略

2～6 略

(マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等)

第29条の2 指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録（電磁的方法で作られた記録をいう。）により収納機関に通知される決済基盤をいう。）を利用して、法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金並びに自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料を収納することができる。

2 歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。

(1) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付する法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金

(2) 略

歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者をいう。

(14)～(16) 略

(17) 誤払金等 歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払いをし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金をいう。

(18) 略

(歳出予算の配当)

第10条 略

2・3 略

4 会計管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちに振興局地域振興部又は県外に所在するかい（以下「県外かい」という。）の出納員にこれを通知しなければならない。

(収納の手続)

第28条 指定金融機関等、出納員又は収納員は、歳入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するとともに、収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。

(1)～(3) 略

(4) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金

(5)～(15) 略

2～6 略

(マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等)

第29条の2 指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録（電磁的方法で作られた記録をいう。）により収納機関に通知される決済基盤をいう。）を利用して、個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び鉦区税の徴収金並びに自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料を収納することができる。

2 歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。

(1) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付する個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉦区税の徴収金

(2) 和歌山県税条例第68条第4項の規定により納付する自動車税の環境性能割の徴収金

(3) 和歌山県税条例第73条の8の2の規定による徴収の方法により納付する自動車税の種別割の徴収金

(4) 略

## (指定納付受託者)

第29条の3 知事は、指定納付受託者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者の意見を聴くものとする。その指定納付受託者が納付する歳入等を変更しようとするとき又は法第231条の2の7第1項の規定により指定納付受託者の指定を取り消そうとするときも同様とする。

- 2 知事は、指定納付受託者の指定をしたときは、法第231条の2の3第2項及び地方自治法施行規則第12条の2の14第1項に規定する事項並びに指定納付受託者の納付方法を告示するものとする。告示した事項を変更するときも、同様とする。

## (歳入の徴収等の委託)

第30条 知事は、歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者の意見を聴くものとする。その事務の内容を変更しようとするときも同様とする。

## (指定公金事務取扱者の徴収又は収納に係る手続)

第31条 指定公金事務取扱者は、歳入金を徴収又は収納したときは、その徴収又は収納の日の属する月の翌月5日までに、その歳入金を徴収委託金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、知事が指定公金事務取扱者と締結した契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 指定公金事務取扱者は、前項の規定により歳入金を払い込む前に歳入金徴収(収納)計算書を知事に提出しなければならない。この場合において、前項の規定により歳入金を払い込む指定公金事務取扱者は、当該計算書に記載すべき事項を電磁的方法により記録するものとする。

## (指定公金事務取扱者の県税の収納に係る手続)

第31条の2 前条の規定にかかわらず、指定公金事務取扱者(県税の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)は、県

## (指定納付受託者)

第29条の3 知事は、指定納付受託者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者の意見を聴くものとする。その指定納付受託者が納付する歳入(法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下この条において「歳入等」という。)を変更しようとするとき又は法第231条の2の7第1項の規定により指定納付受託者の指定を取り消そうとするときも同様とする。

- 2 知事は、指定納付受託者の指定をしたときは、法第231条の2の3第2項及び地方自治法施行規則第12条の2の7に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更するときも、同様とする。

- (1) 指定納付受託者が納付する歳入等
- (2) 指定納付受託者の納付方法

## (歳入の徴収等の委託)

第30条 知事は、歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者の意見を聴くものとする。その事務の内容を変更しようとするときも同様とする。

## (県税の収納を委託する場合の基準)

第30条の2 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 地方税の収納の事務又はこれに類する収納の事務を受託した実績があり、かつ、それを適正かつ円滑に履行した実績があること。
- (2) 受託する事務を適切かつ確実に履行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。
- (3) 収納した現金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、及び歳入徴収者に対し必要な報告を行うことができる技術的な基盤を有していること。
- (4) 個人情報情報の漏えい、盗難、滅失、毀損等の防止その他個人情報情報の適正な取扱いのために必要な個人情報保護に関する管理体制を有していること。

## (税外収入収納受託者の手続)

第31条 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者(以下この条において「税外収入収納受託者」という。)は、歳入金を徴収又は収納したときは、その徴収又は収納の日の属する月の翌月5日までに、その歳入金を徴収委託金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、知事が税外収入収納受託者と締結した当該委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 税外収入収納受託者は、前項の規定により歳入金を払い込む前に歳入金徴収(収納)計算書を知事に提出しなければならない。この場合において、前項の規定により歳入金を払い込む税外収入収納受託者は、当該計算書に記載すべき事項を電磁的方法により記録するものとする。

## (県税収納受託者の手続)

第31条の2 令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者(以下この条において「県税収納受託者」という。)は、

税の徴収金を収納したときは、知事が別に定める方法により、その県税の徴収金を指定金融機関に払い込まなければならない。

- 2 指定公金事務取扱者は、前項の県税の徴収金を払い込む前に県税徴収金収納計算書を知事に提出しなければならない。この場合において、指定公金事務取扱者は、当該計算書に記載すべき事項を電磁的方法により記録するものとする。

(資金前渡)

第59条 略

- 2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金（以下「常時の前渡資金」という。）に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。

(1)～(4) 略

- (5) 中央児童相談所及び紀南児童相談所における要保護児童の移送及び緊急保護に要する扶助費 毎3月分以内の予定額

- (6) DV相談支援センターにおける入所者に対する母子加算として支払う扶助費及び入所者の緊急時における即時に現金支払しなければならない扶助費 毎3月分以内の予定額

(7)～(26) 略

(前金払の確認)

第65条 支出決定権者は、前金払をした場合は、その目的が完了した後直ちに、前金払に係る行為の履行を証する書類を徴し、当該履行を確認しなければならない。

(戻入の手続)

第78条 支出決定権者は、次の各号に掲げる戻入の手続については、当該各号に定める収入の手続の例により行うものとする。

(1)～(3) 略

- (4) 支出に関する事務を委託した場合の当該委託に係る精算残金の当該支出した経費への戻入の手続 戻入票による収入の手続

(5) 略

(委託に係る支出の結果報告)

第82条 支出に関する事務の委託を受けた者は、当該支出事務の完了後、直ちに支出事務委託結果報告書を作成し、支出決定権者を経てこれを出納機関に送付しなければならない。

(整理区分)

第114条 歳入歳出外現金は、次の各号に掲げる区分により整理するものとし、その整理の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保管金 源泉徴収に係る所得税、社会保険料、県民税及び市町村民税、差押物件の公売代金、特別法人事業税、地方法人特別税、軽自動車税の環境性能割、森林環境税、他の地

県税の徴収金を収納したときは、知事が別に定める方法により、その県税の徴収金を指定金融機関に払い込まなければならない。

- 2 県税収納受託者は、前項の県税の徴収金を払い込む前に県税徴収金収納計算書を知事に提出しなければならない。この場合において、県税収納受託者は、当該計算書に記載すべき事項を電磁的方法により記録するものとする。

(資金前渡)

第59条 略

- 2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金（以下「常時の前渡資金」という。）に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。

(1)～(4) 略

- (5) 紀南児童相談所及び子ども・女性・障害者相談センターにおける要保護児童の移送及び緊急保護に要する扶助費 毎3月分以内の予定額

- (6) 子ども・女性・障害者相談センターにおける入所者に対する母子加算として支払う扶助費及び入所者の緊急時における即時に現金支払しなければならない扶助費 毎3月分以内の予定額

(7)～(26) 略

(前金払確認票の提出)

第65条 支出決定権者は、前金払をした場合は、その目的が完了した後直ちに、前金払確認票を出納機関に送付しなければならない。ただし、法令等の規定又は契約により精算又は補助、委託等の結果報告の定めのある経費については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定は、支払われた経費の全額を前金払により支出した場合には適用しない。

(戻入の手続)

第78条 支出決定権者は、次の各号に掲げる戻入の手続については、当該各号に定める収入の手続の例により行うものとする。

(1)～(3) 略

- (4) 私人に支出の事務を委託した場合の当該委託に係る精算残金の当該支出した経費への戻入の手続 戻入票による収入の手続

(5) 略

(委託に係る支出の結果報告)

第82条 令第165条の3第1項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、当該支出事務の完了後、直ちに支出事務委託結果報告書を作成し、支出決定権者を経てこれを出納機関に送付しなければならない。

(整理区分)

第114条 歳入歳出外現金は、次の各号に掲げる区分により整理するものとし、その整理の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保管金 源泉徴収に係る所得税、社会保険料、県民税及び市町村民税、差押物件の公売代金、特別法人事業税、地方法人特別税、軽自動車税の環境性能割、他の地方公共団体の

方公共団体の徴収金、交付要求配当金、代位受領金、放置違反金相当金(道路交通法の規定により仮に納付された放置違反金に相当する金額の納付金をいう。以下同じ。)、災害見舞金その他の保管金

(2)・(3) 略

(受入れの方法)

第117条 略

2 前項の場合において、特別法人事業税、地方 法人特別税、森林環境税及び放置違反金相当金の受入れに係る受入額報告書の作成及び送付については第45条の規定による収入済額報告書の作成及び送付の例によるものとし、受払月計表の作成及び提出については第46条の規定による歳入月計表の作成及び提出の例によるものとする。

3 略

(検査の対象)

第138条 略

2 会計管理者は、指定金融機関等の取扱事務につき検査を行う。

(検査の方法)

第139条 会計管理者は、検査を受ける者が提出した報告書、証拠書類その他必要な書面に基づき、検査を行うものとする。

(賠償責任を有する補助職員)

第141条 法第243条の2の8第1項後段に規定する事務を補助する職員は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(3) 略

別表第1(第2条関係)

区分	地方機関
1 知事部局	振興局 文書館 東京事務所 県税事務所 消防学校 南紀熊野ジオパークセンター 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 中央児童相談所 紀南児童相談所 仙溪学園 ジェンダー平等推進センター DV相談支援センター 障害児者サポートセンター 精神保健福祉センター 高等看護学院 なぎ看護学校 公営競技事務所 工業技術センター 産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所
略	

徴収金、交付要求配当金、代位受領金、放置違反金相当金(道路交通法の規定により仮に納付された放置違反金に相当する金額の納付金をいう。以下同じ。)、災害見舞金その他の保管金

(2)・(3) 略

(受入れの方法)

第117条 略

2 前項の場合において、特別法人事業税、地方 法人特別税及び放置違反金相当金の受入れに係る受入額報告書の作成及び送付については第45条の規定による収入済額報告書の作成及び送付の例によるものとし、受払月計表の作成及び提出については第46条の規定による歳入月計表の作成及び提出の例によるものとする。

3 略

(検査の対象)

第138条 略

2 会計管理者は、指定金融機関等の取扱事務及び歳入の徴収若しくは収納の事務、又は支出の事務を私人に委託した場合の当該委託事務につき検査を行う。

(検査の方法)

第139条 会計管理者は、検査を受ける者が提出した報告書、証拠書類その他必要な書面に基づき、実地に検査を行うものとする。

(賠償責任を有する補助職員)

第141条 法第243条の2の2第1項後段に規定する事務を補助する職員は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(3) 略

別表第1(第2条関係)

区分	地方機関
1 知事部局	振興局 文書館 東京事務所 県税事務所 消防学校 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 紀南児童相談所 仙溪学園 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 高等看護学院 なぎ看護学校 公営競技事務所 工業技術センター 産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所
略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第29条の2第1項の改正規定(「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

告 示



## 和歌山県告示第318号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、次の河川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

水系名	河川名	縦覧場所
佐野川	佐野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
佐野川	木の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
佐野川	荒木川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
長野川	長野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
狗子の川	狗子の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
那智川	那智川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
那智川	大谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
那智川	井谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
那智川	長谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
天満川	天満川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
二河川	二河川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
二河川	湯川川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
与根子川	与根子川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	太田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	井鹿川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	庄川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	中里川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	中野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	小匠川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	大野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	清の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
太田川	懸川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
粉白川	粉白川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
田無川	田無川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
田原川	田原川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
田原川	佐部川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
津荷川	津荷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	古座川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	右東谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部

古座川	宮城谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	池野山川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	主谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	小川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	大谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	添野郷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	美里谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	中津谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	宮の谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	潤野下の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	潤野上の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	鶴川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	立合川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	三尾川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	小節川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	里川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	佐本川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	中野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	栗垣内川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	黒谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	添野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
古座川	平井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
神野川	神野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
神野川	西谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
伊串川	伊串川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
姫川	姫川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
宮川	宮川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
須賀川	須賀川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
鬮野川	鬮野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
二色川	二色川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
高富川	高富川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
貝岡川	貝岡川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
有田川	有田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
有田川	大山川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
田並川	田並川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部

田並川	小川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
江田川	江田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
田子川	田子川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
安指川	安指川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
和深川	和深川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
和深川	小川谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
熊谷川	熊谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
里野西池川	里野西池川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
江住川	江住川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
江須の川	江須の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
和深川	和深川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
周参見川	周参見川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
周参見川	太間川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
周参見川	沼田谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
周参見川	小河内川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部
伊古木川	伊古木川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
日置川	日置川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	森田川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	安宅川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	三ヶ川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	城川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	上の谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	深谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	将軍川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	前の川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	熊野川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	法師川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	竹の又川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	西の又川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	安川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	和田川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	大内川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部

日置川	下の川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	十丈又川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	栗の木谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
日置川	野中川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部
志原川	志原川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
市江川	市江川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
朝来帰川	朝来帰川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
見草川	見草川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
袋川	袋川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	富田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	高瀬川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	庄川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	瀬田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	生馬川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	板木川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	惣田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	馬川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	岡川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	田熊川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	根皆田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	汗川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	清水谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	鉛山谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	樽見谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	使者原川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	内の井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	小川谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	西谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	西の谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	石船川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	高原谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	戸土谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	鍛冶屋川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	熊野川谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部

富田川	中川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
富田川	足立谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
安久川	安久川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
仙波谷川	仙波谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
新川	新川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
出井川	出井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
名喜里川	名喜里川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
名喜里川	成川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
橋谷川	橋谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
橋谷川	西橋谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	左会津川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	稻成川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	荒光川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	右会津川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	大西谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	左向谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	久保田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	稲屋川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	池の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
左会津川	小川谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
芳養川	芳養川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
芳養川	田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
芳養川	小畔川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
芳養川	西郷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
芳養川	小恒川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
井原川	井原川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
堺川	堺川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
埴田川	埴田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	南部川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	桜川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	井の谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	古川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	瓜谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	奥谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部

南部川	玉川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	辺川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	市井の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	高野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	東神野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	木の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	軽井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
東岩代川	東岩代川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
西岩代川	西岩代川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	切目川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	西の地川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	古屋川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	榎川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	入谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	大中地川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	室川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	西神の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	二夕間瀬川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
切目川	大又川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
富の川	富の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
印南川	印南川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
印南川	奈良井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
印南川	柳畑川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
印南川	山谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
津井川	津井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
楠井川	楠井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
上野川	上野川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
上野川	法師谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
野島川	野島川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
壁川	壁川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
王子川	王子川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
王子川	明神川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
日高川	日高川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	西川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	下川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部

日高川	齊川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	千津川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	財部川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	富安川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	東谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	堂閉川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	北吉田川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	和田川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	東裏川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	森後川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	志賀川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	小中川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	三河谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	片河谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	比井路谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	早津川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	池田川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	熊野川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	土生川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	矢田川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	見河川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	江川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	猪内川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	大滝川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	別所川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	中津川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	沖野川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	伊藤川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	籐野川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	小津茂谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	岩の谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	伊佐の川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	高津尾川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	大又谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	本川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部

日高川	東谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	鷺の川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	幸合谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	三十井川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	弥谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	野々川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	愛川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	初湯川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	猪谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	寒川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	小藪川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	西の川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	朔日川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	手谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	丹生川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
日高川	小又川	県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部及び西牟婁振興局建設部
南出川	南出川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
産湯川	産湯川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
比井川	比井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
由良川	由良川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
前田川	前田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
西広川	西広川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
江上川	江上川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
広川	広川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
広川	柳瀬川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
広川	中村川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
山田川	山田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
山田川	熊井川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
山田川	逆川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
山田川	北谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
出合川	出合川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
有田川	有田川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	箕川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	内の川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	高山川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部



有田川	西谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	宮前川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	お仙谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	鳥尾川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	吉見川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	天満川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	吉見西谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	田口川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	大谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	賢谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	船坂谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	庄川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	早月谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	玉川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	伏羊川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	五明谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	大碓川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	石子谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	長谷川谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	糸川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	修理川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	経谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	箕谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	四村川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	由良谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	北野川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	楠本谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	遠井谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	宮川谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	湯川川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	沼谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	室川谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	美作川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
有田川	横谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、有田振興局建設部及び伊都振興局建設部
小島川	小島川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部海南工事事務所

加茂川	加茂川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部海南工事事務所
加茂川	宮川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部海南工事事務所
加茂川	市坪川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部海南工事事務所
加茂川	大窪川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部海南工事事務所
亀の川	亀の川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び海草振興局建設部海南工事事務所
亀の川	大坪川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び海草振興局建設部海南工事事務所
堤川	堤川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部
阿振川	阿振川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部
清水川	清水川	県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部
新宮川	熊野川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	市田川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	浮島川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	高田川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	口高田川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	里高田川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	赤木川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	谷口川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	和田川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	東の川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	志古川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	北山川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	九重谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	玉置川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	葛川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	篠尾川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	小井谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	いらはら川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	大塔川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	四村川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	音無川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部
新宮川	三越川	県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部

紀の川	土入川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	新堀川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	打手川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	七箇川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	真田堀川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	有本川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	和歌川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	市堀川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	築地川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	水軒川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	和田川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	杭の瀬川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	津屋川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	紀三井寺川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	中津川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	鳴滝川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	千手川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	高川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	二王谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	七瀬川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	住吉川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	相谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	原川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	居屋川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部
紀の川	根来川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	山田川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	春日川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	古戸川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	木積川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	宮川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	森川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	東川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	貴志川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部



紀の川	穴伏川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	重谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	日向谷川	県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部及び伊都振興局建設部
紀の川	下津川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	窪谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	西の谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	風呂谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	堂田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	四邑川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	藤谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	西谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	中谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	檜谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	大藪川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	桜谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	小黒谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	落合谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	山崎谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	弁天谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	中谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	嵯峨谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	田原川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	東谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	西川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	丹生川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	不動谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	三尾川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	北又川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	雨天樋川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	吉原川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	大谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	山田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	湊之川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	市脇川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部

紀の川	橋本川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	東谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	細川川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	湯屋谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	菖蒲谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	芋谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	倉谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	白猪谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	釜谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	高橋川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	隅田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	榊谷川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	去年川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	落合川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
紀の川	東の川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部

訓 令

和歌山県訓令第13号

庁中一般  
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項） 第5条 略 2 会計課の審査第一班長及び審査第二班長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1) 略 (2) 資金前渡及び概算払の <u>精算</u> の審査 3 略	（会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項） 第5条 略 2 会計課の審査第一班長及び審査第二班長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1) 略 (2) 資金前渡及び概算払の <u>精算並びに前金払の確認</u> の審査 3 略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。